

浜中町福祉職修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、社会福祉士、介護福祉士、保育士として、将来浜中町内（以下「町内」という。）において勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸し付け、もって福祉職の確保を図ることを目的とする。

(貸付の対象)

第2条 町長は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく社会福祉士及び介護福祉士並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育士（以下「福祉職」という。）の資格取得のため、学校若しくは養成所（以下「養成機関」という。）に入学を許可され、又は在学している者で将来福祉職として町内の福祉施設又は行政機関等（以下「町内福祉施設等」という。）に3年以上勤務しようとする者に対し、その修学に必要な資金の一部を貸付する。

(貸付金額等)

第3条 修学資金の貸付金額は、月額80,000円以内とする。

2 修学資金は、無利子とする。

(貸付対象の特例)

第4条 町長は、福祉職の養成機関を卒業し、若しくは卒業見込のもので、かつ、第2条の規定に基づく資金の貸付を受けなかった者のうち、町内福祉施設等に福祉職として3年以上勤務しようとする者に対し、前条第1項に規定する月額の12月分に相当する修学資金を貸付することができる。

2 町長は、この条例以外の制度により修学資金の貸付を受けた福祉職のうち、町内福祉施設等に3年以上勤務する意思を有している者に対し、前条の規定を準用し、3,840,000円を上限として貸付することができる。

(貸付の申請)

第5条 修学資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ予算の範囲内において貸付の可否及び貸付金額を決定し、申請者に通知しなければならない。

3 本貸付の申請は、修学資金の貸付を受け福祉職の養成機関卒業時に希望した該当免許を取得した者を、必ずしもその免許により希望する町内福祉施設等へ採用されることを保証するものではない。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、道内において独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

2 連帯保証人が欠けたとき、又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて町長に届け出なければならない。

3 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担するものとして、その保証債務は第10条の規定による違約金を包含するものとする。

(貸付の取消し等)

第7条 修学資金の貸付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、町長は、貸付の決定を取り消すものとする。

(1) 福祉職の養成機関を途中で退学又は退所したとき。

(2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

(3) 疾病等により修学が困難であると認められたとき。

(4) その他修学資金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 修学資金の貸付の決定を受けた者が休学したときは、その期間中修学資金の貸付を休止する。

(償還の免除)

第8条 町長は、第3条又は第4条第1項の規定により修学資金の貸付を受けた者が福祉職の免許を取得し、1年以内に福祉職として町内福祉施設等に勤務した場合又は第4条第2項の規定により修学資金の貸付を受けた者が福祉職として町内福祉施設等に勤務した場合において、その勤務した期間が引き続き3年に達したときは、規則で定めるところにより、貸付金の償還の債務を免除する。

2 町長は、第3条又は第4条第1項の規定により修学資金の貸付を受けた者が前項に定める期間の3分の1以上の期間勤務したときは、規則で定めるところにより、貸付金の償還の債務の一部を免除することができる。

(償還)

第9条 修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付金を償還しなければならない。

(1) 福祉職の養成機関を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経ても、福祉職として町内福祉施設等に勤務しないとき。

(2) 第7条第1項の規定により貸付を取り消したとき。

(3) 福祉職として町内福祉施設等に勤務した後、前条第1項に定める期間に満たないで退職したとき。

2 前項の規定による償還は、前項各号に該当することとなった月の翌月から起算し、第

2条の規定により貸付を受けた者は、貸付を受けた期間の2倍の期間以内に、第4条の規定により貸付を受けた者は2年以内に償還しなければならない。

(違約金)

第10条 前条の規定により貸付金を償還すべき者が、その償還期限までに償還金の全部又は一部を支払わなかった場合においては、浜中町債権管理条例（平成26年条例第12号）第8条第1項第3号の規定を準用して計算した違約金を徴収する。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その違約金の全部又は一部を免除することができる。

(償還金の減免)

第11条 修学資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当し、事情止むを得ないと認めるときは、町長はその償還方法を変更し、又は償還金の全部若しくは一部を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身の故障により長期の休養を要するに至ったとき。
- (3) 災害その他特別の事由により償還が困難と認められるとき。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。